

国土交通省組織令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○ 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官）</p> <p>第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、物流審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官二十人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官四人を置く。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>（参事官及び技術参事官）</p> <p>第二十一条 大臣官房に、参事官十六人及び技術参事官二人を置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（不動産市場整備課の所掌事務）</p> <p>第七十八条 不動産市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 不動産市場に関する情報の収集、分析及び提供に関すること（地価調査課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（地方運輸局の内部組織）</p> <p>第二百十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 地方運輸局に、次の八部を置く。</p>	<p>（総括審議官、技術総括審議官、建設流通政策審議官、物流審議官、危機管理・運輸安全政策審議官、政策評価審議官、審議官及び技術審議官）</p> <p>第二十条 大臣官房に、総括審議官二人、技術総括審議官一人、建設流通政策審議官一人、物流審議官一人、危機管理・運輸安全政策審議官一人、政策評価審議官一人、審議官十九人（うち一人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び技術審議官四人を置く。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>（参事官及び技術参事官）</p> <p>第二十一条 大臣官房に、参事官十七人及び技術参事官二人を置く。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（不動産市場整備課の所掌事務）</p> <p>第七十八条 不動産市場整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 土地に関する情報の収集、分析及び提供に関すること（地価調査課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>（地方運輸局の内部組織）</p> <p>第二百十三条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 地方運輸局に、次の八部を置く。</p>

総務部
交通政策部
観光部
鉄道部
自動車交通部
自動車技術安全部
海事振興部
海上安全環境部
4
5
6
(略)

総務部
企画観光部
交通環境部
鉄道部
自動車交通部
自動車技術安全部
海事振興部
海上安全環境部
4
5
6
(略)